屋外・自然で楽しむ 家族向けアクティビティ開発支援業務 仕様書

令和2年11月

山梨県 観光文化部 観光振興課



1 業務の目的

ワーケーションなどウィズコロナ期における新たな旅行スタイルに対応した誘客を促進するため、屋外や自然の中で安心してリフレッシュできる「家族向けアクティビティ」 商品の開発支援及びプロモーションを行う。

2 委託業務名称

屋外・自然で楽しむ家族向けアクティビティ開発支援事業 業務委託

3 履行期間

契約締結翌日から令和3年12月頃まで

4 履行場所

山梨県内

5 委託業務

別紙「特記仕様書」に基づき実施

6 資料等の貸与及び返還

本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等(以下「貸与品」という。)を 貸与する。貸与を受けた者は、善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に 使用しないこと。なお、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を返還すること。

7 成果物

- (1) 成果図書等
 - ① 業務完了届
 - ② 業務報告書
 - ③ その他(打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント)
- (2) 図書の体裁

A4 版縦、横書き、作図等は適宜記載(A3 版の折込可)

- (3) 納品方法
 - ① 紙媒体

報告書3部(カラー)

- ② ドキュメント類電子媒体(CD-R)3枚
- ③ 動画類

電子媒体(DVD-R)3枚

山梨県の一人一台パソコンで処理できるファイル形式とする。

(4) 納期

令和3年12月頃まで

(5) その他

提出された報告書及び動画素材の著作権は山梨県に帰属し、一般に公開することがある。

※YouTuber を起用したプロモーション動画の著作権については、相手方との協議によるため、別途指示

8 留意事項

(1) 個人情報や企業情報の秘密厳守等

本業務の受託者は、業務遂行にあたり、知り得た秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期する。また、業務終了後も同様とする。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。 なお、契約業務の一部を委託する場合、山梨県の承諾を得るものとする。

9 その他

本業務仕様書及び特記仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議のうえ、決定するものとする。

〔問い合わせ先〕

山梨県 観光文化部 観光振興課 観光プロモーション担当 中島 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 TEL 055-223-1557 FAX 055-223-1438

屋外・自然で楽しむ家族向けアクティビティ開発支援事業 業務委託 特記仕様書

1 業務の目的

ワーケーションなどウィズコロナ期における新たな旅行スタイルに対応した誘客を促進するため、屋外や自然の中で安心してリフレッシュできる「家族向けアクティビティ」 商品の開発支援及びプロモーションを行う。

2 業務内容

以下の業務を実施する。

なお、業務の実施にあたっては、本県と協議を行いながら進めること。

(1) 事業の名称

屋外・自然で楽しむ家族向けアクティビティ開発支援事業 業務委託

(2) 実施期間

契約締結日から令和3年12月頃まで

(3) 事業内容

県内アクティビティ事業者を対象に、「家族向けアクティビティ」商品の開発支援及びプロモーションを行う。※地域経済の活性化に寄与する提案内容とすること

① アクティビティ商品の開発支援

県内アクティビティ事業者を対象として、次のとおり支援する。

ア セミナーの開催(全2回)

下記(ア)(イ)を含むセミナーを開催し、本事業に取り組む意義を啓発するとともに、参加者を募集する。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症対策等 疫学専門家等が新しい生活様式を導入した先進事例などを紹介・啓発
- (イ) 参加者へのインセンティブ情報

ワーケーションやブレジャーの推進など政府課題に対応する必要性、With コロナ期における誘客についてのアドバイス、国補助金の紹介など

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては WEB セミナーに変更可

イ ワークショップ等の開催

下記のとおりアクティビティ開発を支援する。

(ア) ワークショップ(全2回)

既存アクティビティを見直しながら、コロナ禍でも安心してリフレッシュできるアクティビティの開発や磨き上げについて、講師と参加者で意見交換

(イ) 模擬体験会(全1回)

参加者同士が実際に体験しながら改善点を検討

(ウ) 体験コンサルティング

マーケティングに関する学識・知見を有する専門家等に開発された商品を体験及び評価してもらい、内容やプロモーションに関するアドバイスを実施

② アクティビティ商品の各種プロモーション

- ア YouTuber による体験動画の配信等
 - ・アで開発したアクティビティを著名 YouTuber が実際に体験し、コロナ禍の遊び方として、その様子を YouTube や Instagram 等へ投稿
 - 病院医師が体験時の注意点等を動画で解説し、安心・信頼を担保
- イ インストアメディア広告の活用

ファミリーレストランにおいて、テーブルステッカーやテーブルスタンド等を 活用した広告を掲出

※QR コードから専用 WEB ページや YouTuber の体験動画等にアクセスできるもの

ウ その他のプロモーション 上記ア・イ以外のプロモーションについても、提案を必ず記載すること

(4) スケジュール(目安)

11月 受託者選定•委託契約

12月 セミナーの開催(全2回) ワークショップの開催(全2回)

1月 模擬体験会(全1回)
2月 体験コンサルティング

3月~8月 商品開発完了及び各種プロモーション

9月 事業終了

10月 業務完了届等の提出、契約終了

3 業務実施体制

事業実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。なお、委託費は費用対効果を十分に考慮して執行すること

(1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を指導して業務を実施させること
- ③ 業務実施責任者は、関係者との交渉、連絡調整を行うこと
- ④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと

- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応 すること
- ⑦ 受託者は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、本業務に係る企画立案・PR業務を業務実施責任者と行うこと
- ② 業務従事者は3名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を 県に通知すること。

4 業務実施上の条件

- (1) 履行期限 契約締結日から令和3年12月頃まで
- (2) 打合せ回数及び内容

受託者は、県と 4 回以上(業務着手前、中間報告1回以上、調査報告書(案)作成時、その他県が必要と認める場合)打合せを行うこと。

5 その他

- (1) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載)を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。
- (3) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。